

## 原胤昭の生涯とその事業\*

— 東京出獄人保護所の創設と原の援助方法を中心として —

片岡優子\*\*

### はじめに

原胤昭（1853-1942）は我が国における監獄改良・出獄人保護事業（現在の更生保護事業）の先駆者である。原は1853（嘉永6）年江戸町奉行所与力の家に生まれ、明治維新後東京府職員となるが、69（明治2）年に辞職する。74年に東京第一長老教会で受洗し、日本初のキリスト教書出版社十字屋を開業した。84年7月から兵庫仮留監、88年4月より釧路集治監及び92年12月から樺戸集治監において、我が国初のキリスト教常勤教誨師として活躍し、その後97年に東京出獄人保護所原寄宿舎を開設した。1908年に中央慈善協会幹事に就任し、雑誌『慈善』の編集にも携わった。09年には児童虐待防止活動に着手し、14年に労働者層のための小住宅経営をするなど、生涯にわたって幅広い活動を行った。

筆者は「原胤昭の生涯とその事業」をテーマとして研究しており、これまでに原のプロテスタント・キリスト教草創期信徒としての活動や、我が国で最初のキリスト教常勤教誨師としての兵庫仮留監、釧路集治監及び樺戸集治監における教誨及び監獄改良事業について明らかにした。それらを受けて、本稿は原が東京出獄人保護所（1927年より財団法人東京保護会）を創設し運営した時期の出獄人保護事業と彼の思想及び諸活動を解明することを目的とする。ただし、原が東京出獄人保護所を創設したのは1897年1月で、財団法人東京保

護会の解散は1938年10末日であるため、研究対象時期を大きく2つに分けて、第一期を原が樺戸集治監教誨師を辞して東京へ戻ってきた1895（明治28）年末から原が主著『出獄人保護』を出版した1913（大正2）年までとし、第二期を主として大正期から東京保護会の解散までとする。このような時期区分としたのは、原が1912年末までを一つの区切りとして、それまでに保護した人々に関する統計（「千人統計<sup>1)</sup>」という）をとって分析を行い、そのデータを根拠として自らの実践を体系づけて理論化し、主著『出獄人保護』（1913b）にまとめたことによるものである。本稿はその第一期を研究対象時期とする。

ここで原の出獄人保護事業に関する先行研究についてみていくことにする。小倉（1969）「原胤昭—監獄改良—出獄人保護の先覚—」は監獄改良・出獄人保護事業の先覚としての原の思想を明らかにした。山崎（1999）「原胤昭」は原の出獄人保護事業の実績や原の主著『出獄人保護』の意義を簡潔にまとめている。安形（1995）「原胤昭兇囚の父」は原の著作に基づく実証的研究である。片岡（2006）「原胤昭—更生保護事業の父」は原の生涯と事業実践を簡略に著した。その他、伝記小説に茂木（1943）『父なる愛』があり、伝記としては若木（1951）『更生保護の父原胤昭』がある。また、出獄人保護をテーマとしたものではないが、三吉（1984）「わが国の教誨事業とケースワーク」は原の援助技法を「ケースワークの萌芽」（三吉 1984：102）として捉えた。上記の先

\*キーワード：出獄人保護、東京出獄人保護所、援助方法

\*\*関西学院大学大学院社会学研究科博士課程後期課程

1) 「千人統計」の「千人」とは、原が主著『出獄人保護』（1913b）の中で自らの保護実践を分析した際にサンプリングした人々をいう。それについて、原は次のように述べている。「明治三十年一月、東京に当保護所を設置して以来、大正元年十二月に至る、十七年間に保護したる出獄人は、千四百二十八人にして、内男千二百四人女二百二十四人を算せり。（中略）余は記録に経歴の詳かなるものにして、且つ余の記憶明確なるものより、研究資料に適当なる、男子出獄者一千人を抜粋し、統計上より、各局面の研究を試みたり」（原 1913b：42-43）。

行研究は、いずれも限られた紙幅の中で原の生涯全体を捉え且つ「更生保護事業の父」としての原の事業を明らかにしているため、釈放者の更生を支援するための援助方法や出獄人保護事業の実績について十分に究明できていない。

それゆえ本稿は原胤昭が1897年1月に設立した東京出獄人保護所の創設と運営及び原の援助方法を明らかにすることを課題として、1) 東京出獄人保護所の創設、2) 保護所の運営状況、3) 原の援助方法及び被保護者の証言、4) 保護成績、5) 後進の育成等の諸活動、を中心に解明していくこととする。これらを明らかにするために、原の主著である『出獄人保護』(1913b)等の著作や客観的事実を把握するために当時の新聞及び雑誌記事を活用していくこととする。なお、本稿は原の著作からの引用にあたってプライバシー保護の観点から被保護者の氏名を実名ではなく、仮名を使用して表記する。

## I. 東京出獄人保護所原寄宿舎の創設

1895年11月26日付で北海道の樺戸集治監(北海道集治監樺戸本監)教誨師の職を辞した原は、同年末に帰郷し東京市赤坂区青山南町六丁目百三十九番地に居を定め、教友島田三郎の計らいで毎日新聞社の事務長として迎えられた。『基督教新聞』650号(1896年1月17日12頁)には原の住居及び同情会移転の記事が掲載され、「獄事叢書教誨叢書に係る事務一切同所にて取扱候」と記されている。さらに原は『獄事叢書』第二十三号に「北海の広野に編者の机を据ゆる小地なく、トゞ故郷に帰り居を下して筆を執り」(原 1896:1)と記しているように、東京の地で同情会の業務として監獄官吏向け雑誌『獄事叢書』及び受刑者向け雑誌『教誨叢書』の発行を継続するつもりであった。しかしながら、1896年6月に発刊された『獄事叢書』第二十五号及び『教誨叢書』第五十号をもって廃刊となったと思われる。これらの雑誌が廃刊となった理由は不詳であるが、同情会会友が多く在住する北海道を離れたことや原が毎日新聞社の社員となったことが影響しているのではないかと

推察される。

一方、北海道集治監に収監されている人々の中には、帰京した原を慕って文通を続ける者や、釈放後原に礼を述べるためあえて上京する者、さらには保護を受けるために原の許を訪ねてくる者が少なくなく、原の自宅では依然として出獄人保護事業が行われていた。ところがそのような原の日常を一変させるようなことが起こる。それは、97年1月11日の英照皇太后の崩御に伴う恩赦が行われることになり、同月19日付で減刑令(明治三十年勅令第七号)及び大赦令(同第八号)が公布され、全国の監獄から15824名(うち北海道集治監からは2535名)が釈放されることになったのである。釈放者の中に原の許で保護を受けたいと希望する者が大多数いるという情報を当局から受けた原は、急遽毎日新聞社を退社し、彼らを迎えるための準備に取りかかる。しかしながら、受刑歴のある人々を保護するための家を借り受けることは非常に困難であった。その当時の思いを原(1933a:19)は次のように述べている。

関係監獄署からも準備の必要を内報された。其数が却々少くないから、出来るだけ大きな広い家を用意しなさいとある。如何にも事態は左様有りさうな場合なので、私も十分覚悟した。(中略)懲役者なんて入れるのに、家を貸す人があるものか。(中略)此の時は私も心から困って途方に暮れた。まだ保護会の保護所なんて、何も考へては居ない時だから、泣きたくなるほど困った。兎に角、先づ教を乞ふべき教友へと青山学院の校舎に、校長本多庸一<sup>2)</sup>先生を訪ふて事を告げた。

原の訪問を受けた本多は「神様は將さに、相当な場所を備へてあるよ、安心してやらうよ、さあ往こう」(原 1933a:19)と言い、兼牧していた神田美以教会(現在の九段教会)へと原を伴った。ところが同教会の執事らが万一のことを危惧して教会を貸すことに反対した。原は間違いが起これぬことを誓い、本多は執事らの反対を制して事業の無事を神に祈った。ついには執事たちも神

2) 本多庸一(1848-1912)は当時青山学院の院長で神田美以教会の牧師を兼任していた。本多はいわゆる横浜バンドの一人であったため、明治初年から原との交流があった。

の援護を求めて祈り、かくして東京市神田区南神保町八番地の同教会に東京出獄人保護所原寄宿舎が開設されることになった。

では、なぜこの時原が救いを求めたのは本多であったのか、そして、それに応じた本多は躊躇なく原の事業を支援しようとしたのであろうか。まず原が本多に助けを求めた理由は不明である。原は1912年に本多が死去した際の追悼文の中でさえ「私も甚だ困ったから、本多兄に相談した」（原1912b：8）と記し、なぜ本多に相談したのかについて言及していない。原が「教を乞ふべき教友」（原1933a：19）と述べているように、このような窮地を救ってくれる人物は本多以外にないと判断したのであろうし、実際その判断は正しかった。本多は保護所創立の際に協議員となって以来原の事業を献身的に支えただけでなく、貴族院議員で1897年10月から東京府知事となる岡部長職<sup>3)</sup>に力添えを依頼した（原1912b：8）。岡部もまた保護所創設以来の協議員となった。

さらに原と本多の間に次のようなやり取りがあった。執事らの反対を受けた本多は原に「原君、教会で斯う皆が心配するが、何うかね」と尋ねた。原は「然り大丈夫です。原を便って来るのではありません。基督を便って来るのですから」と答えた。それに対し本多は「左様だ。僕も左様思ふ、可し。大丈夫だ。君、やり給へ。僕も請合ふ」と応えたのである（原1912b：8）。原は明治初年以来の教友であった年長の本多を尊敬し、本多もまた原の人柄を信頼していた。そして、原も本多もともに釈放者たちの更生しようとする意志やその信仰心を信じ、神の加護を求めたのである。

こうして寄宿舎に用いる建物を借り受けることができた原は、直ちに「出獄人保護并に寄宿舎設立の趣意」を『基督教新聞』、『護教』、『監獄雑誌』、『大日本監獄協会雑誌』等に発表し、出獄人保護の必要性を江湖に訴え、当面の保護活動及び新たな寄宿舎設立のための資金援助を求めた。その趣意書の中で、原（1897a：7）は出獄人保護事業の必要性について次のように述べている。

彼等出獄者は少なくとも十数年乃至二十有余年間鉄窓の下に服従せざるはなし今幸に宥免出獄の身と為りしと雖も社会の事情に通せず（中略）一朝競争激烈なる社会に入れんか忽ちにして他の圧倒詐術悪計に罹り遂には再び罪惡を犯すの已むを得ざるに至るべしされば先づ彼等を保護して社会の濁流に近つかしめず徐ろに社会の實際に通曉せしむるを要す之を為すには適當なる寄宿舎を設け一定の規則の下に起臥労働せしめ其の所得を監督儲蓄し茲に一家独立の生計を営むに至らしむるを期せざるべからず

ここで原が述べているように、北海道の集治監に収監されていた者たちは長期の受刑者が多く、十数年から二十数年もの間獄中で過ごしてきた。彼らが釈放され地域社会にそのまま放り出されると、時代の急激な変化に対応できず社会の事情に通じていないため、生活していくことが困難であり、また犯罪に手を染めてしまうことになりかねない。それゆえ社会生活に徐々に慣れさせる必要がある。そのためには、寄宿舎を設けて彼らを住まわせ、悪事に加担せぬよう生活環境を調整し、職に就かせて自立できるように支援しなければならないのである。原が趣意書で述べていることは出獄人保護事業に対する彼の問題認識とその対応方法を端的に表現している。

そして予定通りに1月31日には東京集治監から30名が送致されてきた。そのため原は東京出獄人保護所の開設日を97年1月31日としている。次いで2月5日に巢鴨監獄署より86名、2月下旬には北海道集治監から200名以上が訪れた。原は続々と押し寄せてくる釈放者のそれぞれの親族と連絡をとり、帰郷が可能な者には旅費や着物等を与えて帰し、親族が受け入れを拒否した者を保護所に留めて世話をした。原の妻が家事賄い等の一切を取り仕切り、原は釈放者の世話に没頭した。こうした原夫妻の奮闘を見兼ねて釈放者の世話を手伝ったのが、キングスレー館を開設した片山潜、片山の同志で労働運動指導者建築家の伊藤為

3) 岡部長職は1897年10月に東京府知事に就任する。『基督教新聞』743号（1897年11月12日7頁）によると、岡部は知事就任後、夫人や子息とともに原の保護所を訪問し、寄宿中の被保護人全員に手ぬぐいを贈与した。

吉<sup>4)</sup>、そして神田美以教会の岡田豊治と生江孝之であった。

保護所設立の報を聞いた人々から早速資金援助があり、土方久元100円、福沢諭吉10円、清浦奎吾25円、小河滋次郎3円、植村正久1円、神田美以教会2円40銭、番町教会40銭等であった。さらに福沢は原と被保護者を交詢社に招き饗応した。それに関して『基督教新聞』704号(1897年2月12日4頁)は、福沢が保護事業に献身する原の様子を『時事新報』記者から聞き、「其の事に感ぜられ原氏及び出獄者十一名を招待し交詢社の階上に於て饗応し種々親しく此等の談話を聞かれし」と記している。加えて基督教新聞社は「出獄人保護並に寄宿舎設立資金募集広告」を掲載し、原の保護事業のための資金援助を募った。それに応じて多くの義捐金が寄せられ、2月末までに総額が350円に達した。また、原が発表した趣意書に応じて寄せられた寄附金に関しては、毎日新聞紙上で氏名等が公表された。

さらに原の保護事業を支援するための演説会が開催された。2月14日に神田美土代町青年会館で島田三郎、本多庸一、留岡幸助による演説会が開かれた。3月18日には横浜会館において、伊藤為吉、小河滋次郎、留岡幸助による演説会があった。同月27日にも神田美土代町青年会館で大演説会が催され、司会は三好退蔵、弁士は清浦奎吾司法大臣、アメリカ総領事マガイヴォル、小河滋次郎であった。『基督教新聞』712号(1897年4月9日3、4、7頁)によると、清浦は、社会の幸福を増進するために国家と地方公共団体及び私人のそれぞれがなすべき仕事があると述べ、原の出獄人保護事業をまさに「私人的慈善事業として為さねばならぬ仕事」として奨励し、すべての府県に出獄人保護事業が創設されるよう併せて訴えた。清浦に関しては、当局の大臣が民間一私人の事業のために公開演説会で講演したことの嚆矢であると伝えられた。このように、当時の出獄人保護事業は私人が慈善事業で行うべきものとして奨励されたのであるが、今日においてもなお更生保護事

業は民間の担う役割が大きく、私人による慈善事業という考え方は現在に至るまで影響を与え続けているのである。

## II. 東京出獄人保護所の運営状況

### 1. 創業当初の運営状況

原は保護所の運営に関して支援者たちと協議し、会計報告をたびたび行った。『基督教新聞』708号(1897年3月12日4頁)によると、第1回の協議及び報告は3月9日神田青年会館において行われた。原は「教界の諸有志を招待して既往の報告を為し同時に将来の設計に就て協議」し、被保護者218人の寄宿費は219円89銭1厘であった旨の会計報告を行っている。第2回報告は『基督教新聞』715号(1897年4月30日8-9頁)に掲載された。3月中に新たに保護した人数は22名で創立以来の保護総計は240名、3月中の寄宿費は255円18銭7厘、3月末時点での寄附金総額740円20銭8厘、及びその他の経費の詳細などの報告がなされた。第3回報告は『基督教新聞』717号(1897年5月14日10頁)に記され、4月中に新たに保護を受けた者6名、5月1日現在寄宿舎で生活する者62名、その他の者は自活していること、及び経費等が報告されている。重要記事として、被保護者1名の結婚、4月12日に東京禁酒会の安藤太郎並びに19日に神田神保医院院長鈴木篤三郎が訪問し講演したこと、及び宣教師ガルストより寄贈された人力車を活用して被保護者の一人が車夫として営業開始したことが記されている。なお、東京禁酒会による保護所訪問はその後も続き、原が禁酒を厳命しなくとも被保護者の中には自発的に同会会員となる者が少なくなかった。

さらにここで97年6月末日を基準とする「東京出獄人保護所創立半年報」(原 1897b)を基にして創設時の運営状況を確認する。原は同年1月31日から6月末までに262名を保護(一時保護を除く)した。そのうち保護所を出て自活し東京に在住する者は108名であり、彼らの職業とその人数

4) 伊藤為吉はアメリカで耐震建築を学んで帰国した建築家でもあった。『基督教新聞』1897年3月19日709号7頁「職工軍団の組織」によると、3月13日夜伊藤為吉は17名の職工とともにキングスレー館に行き、片山潜の社会的事業に関する話をした。伊藤は毎週集会を行い、「職工軍団」の組織化に従事したという。伊藤は原の事業の協力者で、1903年に保護所を移転することになった際にも建築家として関わった。

を見ていくと大工10名、土方手伝い7名、鳶手伝い6名、印刷工6名等であった。原は被保護者たちの職場環境を調整し、彼らが二度と犯罪者とならぬよう細心の注意を払った。そのため次の三項目に関して留意した。第一にそれまでに習得した職業のある者についてはその職に就かせ、そうでない者は本人の適性や希望を容れて就職させた。第二に被保護者を各事業所に一人ずつ就職させ、同一職場に複数の被保護者が就業することを避けた。第三に事前に雇用主やその職場の雰囲気を確認、犯罪の嫌疑を受けやすい職（例えば弁当の配達、夜間の新聞配達）には就かせないようにした。

また被保護者たちは長年の収監のために体を傷めている者も少なくなく、彼らの通常の医療に関しては神保医院が無料で診療を行い、二名の重篤な病気の者は赤坂病院等で懇切な入院治療を受けた後に亡くなった。こうした医療関係者の協力もまた原の事業を支えた。

原は寄宿舎を必要とする理由を、第一に雇用者との間に信頼関係が形成できるまで寄宿させるため、第二に初めて保護する人の人柄や適性を見極めるため、第三に資力の乏しい者や職場で食事をとることができない者に炊事をさせるため、第四に病気等の理由で職場を解雇された場合に身柄を引取るためであるとしている。

財政面については、97年6月末までの義捐金総額は881円58銭8厘であり、支出総計は517円63銭であった。運営を定める規則として「原寄宿舎維持規則」を定め、その内容は「一本舎を原寄宿舎と称す 一本舎は原胤昭出獄人保護事業を賛助し之を維持継続するを以て目的とす 一本舎事業のため多少に係はらず金品を義捐せらるゝ者を以て賛助員とす 一賛助員中より若干名を依頼し協議員を定め舎主の協議に与り事業を輔翼し会計査閲の任に当るものとす 一舎主及協議員毎年一回事業及会計の報告をなすものとす」であった。協議員は、本多庸一、岡部長職、小河滋次郎、清浦奎吾、三好退蔵、島田三郎、土方久元、鈴木真一であった。

なお、同年6月に神田美以教会は九段坂上に新築移転し、九段美以教会と名称を変更した。そのため原は借用していた同教会の仮会堂である旧伊

藤玄朴邸を安価で譲り受けることができたのである。

## 2. 1903年の保護所移転問題

1903年には、東京出獄人保護所の敷地が九段坂通りの道路拡張により道路用地となるために、神田元柳原町の国有地の貸与を受けて移転することになった。その際、移転予定地の周囲の住民から原に対し工事中止の申し入れがあり、府庁に対しても出獄人を収容するような家屋を建設することは迷惑だという理由で許可取消の出願があった。『東京朝日新聞』6247号（1903年12月13日5頁）に「区民の激昂一方ならず（中略）一個人の生活事業に重きを置きしものにて不都合なる取扱ひなりとし先月の区会に於て内務大臣へ該工事中止を請願する事を議決したる」とある。加えて『二六新報』1816号（1903年11月11日3頁）には「神田区民は大に驚き斯かる物を同所に設置されては近所の迷惑一方ならず」、さらに『二六新報』1843号（1903年12月8日3頁）には「二百六十八名の連署を得て昨日東京府庁へ出頭し書記官に面会して詳細具状する所あり今日は更に内務大臣を訪問して意見を述ぶる筈なるが尚明日は特に区会を開きて右に関する区民の意向を決定する筈」とある。

このように、創業以来原の出獄人保護事業が着実に実績をあげていることは広く世間に知られていたにもかかわらず、一般の人々の釈放者や出獄人保護事業に対する無理解と偏見には甚だしいものがあつた。しかしながら、原は懸命に移転先周囲の住民との話し合いを重ね、ついに保護所の移転が行われることになった。建物の造営はかつての被保護者たちによって担われ、翌04年春に完成した。建築費の3090円は03年11月21日及び22日に大隈重信邸で開催された「早稲田観菊慈善会」の入場料収入からの寄附金とそれまでに受領した義捐金で賄った。この観菊会開催には次のようないきさつがあつた。原は建築資金を集めるためにチャリティ観菊会の開催を企画し大隈に相談した。それを承諾した大隈が観菊料を高く徴収するようにと提案した。原は一人1円としたのであるが、当時の一般的な観覧料とは10銭程度であつたため非常に高額な入場料であつた。さらに大隈は

被保護者たちが豊かな気持ちで食事をするために新築する保護所の台所は立派な造りとするよう要望した。それについて、原（1933b：6）は「特に食堂台所の天井を高くし、広々とさせ、食器、食卓、器具を整へ、快く飲食起臥の出来るやうに備へて置いた。それは即ち侯の御指図の台所であったからだ」と述べている。大隈もまた原の事業の後援者であった。

### Ⅲ. 保護実務の実際

#### 1. 原の保護方針

原（1913b：23）は出獄人保護事業について、「壮年の出獄者を保護誘掖し、職業を授けて活路を得させ、道を教へて頑冥を融和し、以て社会に立ちて、再び犯罪を為さしめざるにあり」と説明している。

次に原がどのような方法で保護にあたっていたのか、著作を基に明らかにしていくことにする。具体的な保護方法として、原（1913b：4）は次のように述べている。

被保護人の資格を精査鑑別して、夫々適當なる保護を加ふるにあり。即ち職業を授け、工錢を貯蓄せしむる等、先づ親易き外面的の誘導より初めて、次第に内的教化を及ぼし、其孤立性、猜疑心を矯めて、自重自信の觀念を涵養せしめ、以て群集共存の社交的趣味を會得せしめ、亦事物指導によりて其智識を開発し、神冥に対する信念を扶殖して、希望信頼慰藉を与へ而して此の間生活の窮乏を補ふ為めには、一時の宿舎を許し、又衣食の便を備へ、漸次進んで、自己の勞力により獲たる財を積んで、産を蓄成せしめ、以て完全に独立自營せしむるにあり。

ここで原が述べている「資格を精査鑑別して、夫々適當なる保護を加ふる」とは、保護を求めてくる人の事情を聴いて保護すべき者であるかどうかを精査し、各人に対して適切な保護を実施するということである。すべての釈放者が保護の対象ではなく、「保護すべき者のみを純択」（原 1913b：4）していた。保護すべき者とは「行刑の効

果に依り前非を悔ひ、自ら犯罪に陥らざらんとするも、出獄後便る可き保護者なく、近親知己の援助する者なく、或は有るも排斥せられ、従って正業に就く機会なく、進退谷まり、自ら進んで保護を求むる者」（原 1913b：38）であり、保護を必要とし、更生の意志を持って自発的に保護を求めてくる者である。加えて原が実施した保護の方法とは、今日の更生保護施設で行われている「宿泊所や食事を与えることに加え、就職指導や社会適応のために必要な生活指導も行って社会復帰の手助けをしています」（法務省 2006）という役割と同様であり、現在に至るまでその保護方法は支持されているということになる。

原は上記の「維持規則」以外に被保護人の処遇に関する規則を定めなかった。その理由について原（1907a：38）は次のように述べている。

被保護人の取扱上に付ても規則書を置かず、ご承知の如く保護方法に簡易なるものあり緻密なるものあり小生は緻密な一方法を取り一人を収容すれば其全生涯を見る仕方なるにより千差万別の事情に対し到底一定の規則を以ては処遇せらるるものに非ず所謂臨機応変、要は唯た再犯防遏あるのみ、

原はひとりの被保護者の全生涯を通した支援を行った。それゆえ各々の被保護者が抱える千差万別の事情に対して一定の処遇規則を定めることができない。原が目指すのは彼らがこれ以上犯罪者となることなく幸福な人生を歩んでいくことであり、そのために被保護者ごとに臨機応変の対応を行うのである。

加えて、原は被保護者の自制心に信頼を置き、彼らが遵守すべき規則を定めず、何かを強制することはなかった。例えば禁酒の問題について、原（1933c：6）は次のように述べている。

私は酒を禁じて居ない。私の事業は禁酒事業では無い出獄人保護だ、一萬人中に酒の呑めない者は幾人も無い。皆酒に呑まれた人だ。故に禁酒の規則を貼出し、酒を呑んだに依て放逐するとすれば、寝泊りする所も無くって泥坊する、それでは保護にも盗犯防止にもな

らない。(中略)自ら定めた禁酒で無くては効力は無い。我らには自らを制断する意思の能力は有る。

さらに原は再犯防止の観点から被保護者たちの生活環境の調整にも留意した。寄宿舎内での部屋割に関しては、「類似せる性情を有し、年齢及び犯罪経歴等等しく、意気相投じ、忽ち熟懇となり易きもの、換言せば再犯の共謀者と為り易き者は、之れを近接せしめざること」(原 1912a: 165)とした。保護所が雑居監獄のようにならぬよう被保護者を寄宿舎に長期間留めることを避けた(原 1912a: 97)。しかし前科が多く就職が容易ではないなどの事情がある者に関してはこの限りではなかった。なぜなら前科の多い者を直ちに就職先へ寄宿させると、付近で事件が起こった場合に真先に警察の嫌疑を受けることになり、釈放者たちの更生を妨げることになりかねないからであった(原 1912a: 109)。それゆえ保護所に留める期間はケースバイケースで判断された。原の「千人統計」によると寄宿期間の平均は5ヶ月であった(原 1913b: 167)。

原は被保護者たちに生活指導上の注意を与えていたが、彼らのすべてが素直に聞き入れるとは限らなかった。そのような場合には「実物指教」を取り入れていた(1913b: 86-87)。実物指教とは、かつての被保護者で「独立自营」を果たした者たちが原宅を訪問した際に、寄留中の被保護者たちと話をさせ、成功者たちの体験談から学ぶことをいう。彼らの実体験談には説得力があったため、その方法は非常に効果的であった。

原の保護の「真髓の真髓」は「同情」であり、「保護者は、常に被保護者の心を以て自己の心となし、彼等を理解して、各々に適当なる順序と進路とを与え、以て彼等を誘導せば、被保護者の心をして遂に保護者の心たらしむること、又決して難きにあらず」と説明している(原 1913b: 98)。すなわち原は被保護者の立場に立って相手を理解し、これからの生き方をともに考え行動することが肝要だとしている。

保護事業に携わる原の信念とは、「必ず旧悪を

悔ひて善に遷り正業を営める良民となるべきは胤昭が十数年の経に徹し断乎として信ずる所なり」(原 1897a: 46-47)というものであった。原が「断乎として信ずる所」と力説しなければならなかった理由は、その当時、イタリアの精神病理学者で生物学的決定論を唱えたロンブローゾ(C. Lombroso 1836-1909)の生来犯罪者は更生できないとする学説が多くの国々に影響を与えていたためである。これに関し原(1898a)は「罪科学者の説には治すべからざる犯罪人のあることを聞けども予は幸にも未だ此種の犯罪人を実験せず、予か実験によれば恒心と恒産と相俟って彼を遇するに於ては罪人果たして改悔するものと信せり」と述べている。原は教誨師として受刑者の教誨に携わる傍ら自宅で行っていた出獄人保護の体験を通して、監獄において適切に矯正が行われ、自発的に保護を求める刑余者の社会復帰を支援することによって更生は可能であると確信していたのである。

## 2. 個別援助の方法

原は初対面の相手の表情で更生の意志を判断した。更生の意志を持つ者は「改心悔悟の真情が言語動作にまざまざと見えて居た」(原 1933b: 6)という。通常は面談をして、当人の「保護を求むる近因」と「第一に言語、第二に挙動、第三に風采」を基に「保護申込者の鑑定」を行った(原 1913b: 79)。その上で保護することを決定した場合、本人から「身分状態経歴」を聴取し、再犯を防止するために「如何に処理すべきかを考案」した(原 1912a: 98)。原は個別援助を行う上で最も重要なことは「『被保護者を安心させ、保護者を信頼させて真実を吐露せしめる』此の三点に帰着する」とし、「私は保護を乞ふ者に初めて会ひ、其要領を聴取する、其所が一番面白い、事業経営の妙味も茲に存する」と述べ、受理面接の重要性を示唆している(原 1933d: 6)。

そして、面談内容や処遇内容及び保護所を出て独立後の経過等を個人別の保護カード<sup>5)</sup>に記入する。保護カードは原が創案したものであり、「被保護人の身分経歴犯罪事由、生育過程、保護仕末

5) 原が創案し使用した保護カードの様式は、原(1912a: 99-102)、原(1913b: 276-279)あるいは原(1933d: 6、19)を参照願う。また、原(1933d: 6)は、保護カードについて、「大震災火災の時に私が死力を尽して猛火

と現在の様子等」や「日毎の来訪来信動静」が記され、原にとっては「無二の貴重原簿」であった(原 1993d : 6)。保護カードについて原 (1933 d : 19) は「保護カードの濫觴などと申しては甚だ僭越ではあるが、実際私が始めて囚人教誨の職に専念した頃には未だ執務上の公簿等には何んの手本もなかった、そこで執務の必要に迫られて囚人身分の書留帳を拵へて見たが高ばって取扱ひに不便で困った」ために作成したと述べている。すなわち1884年に兵庫仮留監教誨師となった原が、受刑者の矯正のプロセスを記すために囚人ごとに作成したカードの項目を、被保護者用に変更したものが保護カードなのである。また「私は一人の被保護者を收容すると、好機会を捉へては、其身分犯由顛末を聴取り之を保護カードに記入し」、「座談交膝極めて平易に話し合ひ要領を聴取してから書いて置くのであるかくカード書入は慎重にしている」と述べている(原 1924 : 13)。原は被保護者の話に集中するために、面接中は保護カードに記入せず、執務室に戻ってから記入していたのである。

保護を求めてきた人の事情によっては他機関へ紹介することもあった。あるいは故郷に「帰国させるのが最良だと認めたものには旅費を与えて帰し」(原 1912a : 106) たが、その場合は一時保護となるため被保護者の数に含めていない(原 1913b : 42-43)。保護を求めてきた者が帰郷できない場合、寄宿させ、本人の適性にあった職に就かせてその際の保証人となる。保証人といっても、雇用主に被保護者の前科を明らかにし、留意点を説明していたので、勤務先で盗難が起こったとしても賠償を求められるようなことはなかった。それよりも被保護者が病気等で解雇されるよ

うな場合に身元引受人となることが多かった(原 1912a : 107-108)。

### 3. 被保護者から見た原の保護

ここでは原 (1933b) に記されている K という被保護者の証言<sup>6)</sup>を基に、被保護者にとって原の支援はどのようなものであったのかということを見ていくことにする。原の許を訪れる釈放者は深夜にも及んだ。夜間玄関の呼び鈴は原の枕元に置き、原が対応に出た。訪問者の表情に更生の意志が顕著であれば、原は保護を承諾し、家の中へ請じ入れる。原はお茶を沸かし漬物や残り飯を与え「好きなだけ食べて、早く休むように」と伝えて自分の寢床へ戻っていく。このように原は初対面での釈放者の心情を察し、安心感を与える対応をしていた。

被保護者の K もまた初対面の原から同様の対応を受けた。K (原 1933b : 19) は後年原から「何が有り難くて改心する気になったのか」と聞かれて次のように述べている。

誠にお恥しい意地きたないやうな話ですが、あっしは貧乏な生れつきで、三度の飯もろくろく喰はないで生きて来たのですから、旦那の所へ初めてあがった時におはちを自分の側に寄せて下さって、「皆んな喰って了ってもいゝのだよそこにふとんもある、湯も直ぐ湧くよ」と仰言って旦那は三階へあがって仕舞った。実のところ旦那あっしはあんなうれしい目に会った事は初めてなんです。忘れもしません、あの時に旦那が立った姿をみて、寒さうだなアと思ひました。世間には斯んな事をして呉れる人もあるものかと、よそつて

と戦ひ火焰の中から助けた」、「私が没した後は之を焼き捨て、呉れと私の子供たちにも申聞けてある」、「保護カードの様式は、何等の参考書によって成案したものでもない、只僅かに私が兵庫仮留監や北海道釧路監獄署樺戸集治監に囚人教誨の職を執った、明治十八九年頃、囚情攻査の必要上囚人の心状行状犯罪由等を聴取り記入して居た囚人身分手控の簿冊を参考にしたもので、未だ悉く要領は尽しては居りません」と述べている。つまり、関東大震災による火災で保護所建物や家財が焼失してしまったが、それでも大切な保護カードだけは持ち出した。さらに被保護者が原を信頼して語ってくれたことを記した保護カードであったため、万一彼らの個人情報流出してはならないと考えて、原は自分の死後すべての保護カードを焼却するよう子供たちへ遺言していた。それが果たされ、今日では保護カードの内容を見ることができない。

6) 被保護者 K の証言内容は、穂積重遠が1942年4月17日に少年保護記念日式典で行った講演の速記「少年保護の先駆者」(穂積 1942) の中にも記されている。穂積の講演の題目である「少年保護の先駆者」とは原胤昭のことである。穂積は講演の中で原が作成したある小冊子に掲載されていた被保護者 K のことを引用し、その内容を読み上げた。なお、「少年保護の先駆者」としての原の活動について明らかにすることは稿を改めて行いたい。



くださっためしの山盛りを、あっしはボンヤリして見て居ました。

すなわち、Kは原の厚意に感謝し、初対面の自分を信用してさっさと自室に引き上げてしまった原の態度に感銘を受けるとともに、山盛りのご飯を食べることができる幸せを味わった。それゆえKは原の信頼に応えようと努力をしたのである。このように、原は初対面のKとの間に信頼関係を構築していた。それは、原のいう「保護の要訣」のうちの「先ず彼れを信ぜよ」と「管理者を信頼せしむる事」及び「保護所を信頼せしむること」の実践であり、原が「如何なる免囚者に対しても、其の初対面に於て、温容同情を以て応接し、彼等に懐疑の念を起さしめざると共に、自らも亦た彼等の過去を疑はざりし事實は、最も効果多かりし」とする最も効果的な援助方法なのであった(原 1913b:85-86)。さらに原(1933b:19)はKについて次のように述べている。

其の後保護の成績は至極良く、甲の上と言ふ処であった。Kさんは芝新網町木賃宿の客、年齢四十、東京出生、職業はなし、人夫日雇取り、或期間は、幾度となく入獄し、過去はいづれも不良、酒、賭博、喧嘩が好き、妻子、親族、身寄りは何んにも無い、只有るものは強権なる体躯、抜群の力量許りであった。私のところに収容してからは裕度其頃瓦斯会社の運搬人夫が多人数入要であったので、彼には持って来いの適役、一日の休みもせず翌日から就業した。彼も毎日毎日の人夫稼ぎで非常に忙しかった。私も多忙でつひ彼の身分聴取をスッポカシてる中、早や二三ヶ月経った。彼は其頃には貯金も出来て定雇人夫となり、保護所を離れて小頭の部屋へ這入った。引続き精勤、その後も時折り私の機嫌伺ひに来てその現状を知せた。

ここで原は「彼の身分聴取をスッポカシ」ていと述べているが、実際はKの来歴や適職をきちんと把握して適切に支援している。以上のように、原は保護を求めて来た人と対応する際、相手の心情に配慮しつつ、情報収集と援助関係の形成

を並行して実施しており、特に本人の生活歴を十分に考慮して援助方法を検討していたのである。

#### 4. 被保護者の状況

被保護者の収容経路については、本人が直接来訪するか、監獄あるいは警察署より送致されてきた。在監中から保護を求めてくる者も少なくなかった(原 1913b:40)。

被保護者の収容時の年齢は、「千人統計」では30歳から39歳までが451人、40歳から49歳までが322人と、三十歳代と四十歳代が八割近くを占めていた(原 1913b:54)。彼らが保護を必要とする理由は、原の「千人統計」の「保護を要したる近因」の上位から、「出獄人の故を以て排斥せられ、職業に就く事能はざる者」229名、「在監中基督教を信じ、出獄後其の信仰を持続せんが為め、保護を求め来りたる者」156名、「親族故旧に排斥せられ、郷里に帰りにて居住すること能はず、流浪せる者」147名、「孤独にして身を寄す可き便りなき者」124名、「出獄後の生活を自ら危み、善導保護を求め来りたる者」86名であった(原 1913b:43-46)。当時の被保護者たちが、前科者ゆえに社会から排斥され家族や親族からも見放されていたことがうかがえる。さらに、原が教誨師であった頃、宗教色のない道義教誨を重視していたにも関わらず、キリスト教信仰のためという理由で保護を求めてくる者が少なくなかったのは、教誨を通して原の人格が与えた影響が大きく、彼らが信仰を全うするためにキリスト教徒である原を頼ってきたということであろう。

では、寄宿舍内での被保護者たちの生活はどのようなものであったのだろうか。まず原は職に就き支払い可能な者には食費や寄宿費を拠出させていたが、保護の必要上寄宿させる者には食費等の支払いを免じていた。それでも彼らは何とか支払おうとし、決して図々しく居座る者はいなかったという(原 1912a:109)。次に被保護人の衣服や食事及び居住費について、原(1898d)を基に見ていくことにする。衣服に関しては、寄宿当初、必要に応じて保護所備え付けの仕事着や普段着が貸与された。被保護者たちは徐々に労働で得た収入から食費等を除いた費用で季節に合った和服を誂え、仕事着を購入した。食事については共同自

炊方式をとり、被保護者の中から専任の調理人及び調理補助人を投票で選んで月給を支給していた。各自の食費を原が徴収し、食料の買入れは原の妻が監督して調理人らが行っていった。被保護者及び原家の食事は、朝がご飯に味噌汁と漬物、昼はご飯と野菜の惣菜と漬物、夕食はご飯と魚料理と野菜を使った惣菜及び漬物であった。ただし、被保護者の場合、昼食は弁当を用意することが多かった。米は下白米を用いたが、脚気の者には麦飯を用意し、米価高騰の折には南京米を購入した。98年9月当時で一人分の食費は一日12銭、寄宿費は1日4銭であった。食費や寄宿費の徴収にあたっては、被保護者が猜疑心を抱かないように出納状況を明示した。

また、当時多くの働き手を求めていた神田三河町に近い神田神保町に保護所を設けたのは、被保護者の就職に好都合であった。大手建設業の清水組は釈放者を忌避せず快く雇い入れてくれた。さらには、錦町に瓦斯会社、水道橋に砲兵工廠、錦町河岸に氷室があった。これらの事業所に被保護者たちの多くが就労した。

被保護者の信教の自由は保障されていた。ただし、被保護者は原の家族とみなされていたため、原家の「家族の礼拝、祈祷会を開く時のみ、家族の一人として共に列席」していたのである(原1913b:146)。それゆえ被保護者の日常は、『基督教新聞』720号(1897年6月4日8-9頁)に記されているように、「目下寄寓者五十六名団欒たる

一家族なり毎朝五時半に一同朝集まりて祈祷会を開き日々靈性の修養を計るその他木曜日の祈祷会日曜日の礼拝は多くは教会に出席」しているといったものであった。97年5月中に15名の被保護者が神田美以教会で洗礼を受けた。

#### IV. 創立から1912年末までの保護実績

原は創立以来東京出獄人保護所の保護成績を定期的に公表していた。保護成績の公表は、自らの保護実践を明らかにすることによって、社会一般や事業への寄附者及び支援者への説明責任を果たしたものである。このほかにも警察等の求めに応じて随時保護の実態を答申していた。公表されたこれらのデータの中から、1897年7月の半年報以降1913年1月の16年報までのデータ<sup>7)</sup>及び「収容被保護人の累年員数」(原1923)に基づいて一覧表(表1)を作成し、創立から1912年末までの保護実績を確認していくことにする。

まず表1の各項目を原(1913a)に基づいて説明する。年月とは発表年月をいい、年報名は発表年報の題目である。原は、「1年報」以降、発表年月の前年末日を基準として既往一ヶ年の保護実績を「年報」として公表していた。総数は97年1月以降の累計の被保護者数をいう。在保は「保護中の者」。在京は「府下居住自活者」。在地方は「地方居住自活者」。死亡は「死亡者」すなわち亡くなった被保護者の人数。不明は「転居後所在不

7) 表1 保護リストは下記の文献からデータを引用した。

- 原胤昭(1897b)「東京出獄人保護所創立半年報」『監獄雑誌』8(7), 41-47.
- 原胤昭(1898e)「東京出獄人保護事業第一年報」『大日本監獄協会雑誌』11(3), 38-49.
- 原胤昭(1899c)「東京出獄人保護事業第二年報略」『監獄雑誌』10(1), 48-49.
- 「三年報」としては、1900年1月発行の原胤昭(1900d)「原出獄人保護場報告」『護教』442, 7.
- 原胤昭(1901)「東京出獄人保護事業第四年報」『東京朝日新聞』5209, 3.
- 原胤昭(1902)「東京出獄人保護事業第五年報」『監獄協会雑誌』15(3), 51-52.
- 原胤昭(1903)「東京出獄人保護事業第六年報」『監獄協会雑誌』16(1), 107-108.
- 原胤昭(1904c)「東京出獄人保護事業第七年報」『監獄協会雑誌』17(2), 61.
- 原胤昭(1905)「東京出獄人保護事業第八年報」『基督教世界』1118, 11.
- 原胤昭(1906)「東京出獄人保護事業第九年報」『監獄協会雑誌』19(1), 60-61.
- 原胤昭(1907b)「東京出獄人保護事業第十年報」『監獄協会雑誌』20(1), 56-60.
- 原胤昭(1908)「東京出獄人保護事業第十一年報」『監獄協会雑誌』21(1), 37-40.
- 原胤昭(1909)「東京出獄人保護事業第十二年報」『監獄協会雑誌』22(1), 41-42.
- 原胤昭(1910)「東京出獄人保護事業第十三年報」『監獄協会雑誌』23(1), 62.
- 原胤昭(1911)「東京出獄人保護事業第十四年報」『監獄協会雑誌』24(1), 47-48.
- 原胤昭(1912c)「東京出獄人保護事業第十五年報」『監獄協会雑誌』25(2), 67-68.
- 原胤昭(1913a)「東京出獄人保護事業第十六年報」『護教』1120, 12.

表1 保護リスト

年月・年報名	総数	在保	在京	地方	死亡	不明	逃亡	再犯	単年	成績
9707・半年報	262	55	53	152	2	0	0	0		
9801・1年報	296	50	94	116	6	17	5	8	296	90
9901・2年報	336	52	81	141	9	23	10	20	40	84
0001・3年報	394	54	111	134	15	36	14	30	58	80
0101・4年報	439	54	119	150	19	42	22	33	45	78
0203・5年報	502	46	145	161	25	58	26	41	63	75
0301・6年報	552	41	146	189	40	64	29	43	50	75
0402・7年報	578	25	150	185	44	92	32	50	26	70
0502・8年報	653	47	160	183	55	108	41	59	75	68
0601・9年報	768	54	192	222	65	116	43	76	115	69
0701・10年報	865	55	178	283	75	141	50	83	97	68
0801・11年報	937	52	192	311	90	144	52	96	72	69
0901・12年報	1024	58	205	322	105	173	59	102	87	67
1001・13年報	1071	41	187	374	115	179	64	111	47	67
1101・14年報	1117	39	192	400	123	183	65	115	46	68
1202・15年報	1166	30	213	408	139	190	66	120	49	68
1301・16年報	1504	23	290	555	145	213	76	126	338	72

明」。逃亡は保護所より逃亡した者の人数。再犯は保護終了後に「再犯」した者の数。単年は前年1年間の新規被保護者数であり、「収容被保護人の累年員数」（原 1923）の数値と一致している。成績とは不明者数、逃亡者数、再犯者数の合計を累計の保護者数で除したものである。なお、「16年報」の「在京」290名には「感化院其他の機関へ転移せしめたるもの」15名が含まれている。

ここで原の保護成績の捉え方について補足する。原は保護成績を捉える際に、「転居後所在不明の者」と「保護所より逃亡したる者」及び「再び罪科を犯したる者」を成績不良者として捉えていた（原 1902：52）。それは、原の保護の方針が被保護者の全生涯を通して保護する、すなわち保護所を「卒業」した後も生涯に亘ってフォローアップするというものであったため、独立した後転居し音信不通となった者たちを再犯の有無を問わず成績不良とみなし「不良成績十分の三」（原 1913a：12）と報告するなど、保護成績を厳しく捉えていたのである。

さらに表1の「16年報」には、「在京」から「再犯」までの和が1428名となり、「総数」の1504名にはならないという誤差がある。しかし筆者はあえて総数を1504名とした。その根拠は二点ある。第一に原（1913a）は前年の新規保護者数を338人としていること、第二に原（1923）は大正元年単年の被保護者数を338人とし、大正11年末の保護総計を7051人としているためである。この「総数」1504名と1428名との誤差は、「新刑法の実施に当り大正元年より微罪起訴猶予釈放者の保護を開始し」（原 1923：8）収容人員が激増したため、1912年単年の被保護者数が大幅に増加したことにより生じたものと思われる。

では、原の出獄人保護事業の実績は他の保護会と比較してどのようなものであったのだろうか。我が国で最初の出獄人保護会と言われ、1888年に創立された静岡県勸善会の保護人員と保護成績を参照すると次のようになる。保護人員は「保護会社の創立以来明治42年までの総保護人員は二九九人とされている」（静岡県勸善会百年史編纂委員

会 1994 : 377)。保護成績は明治33年から39年までに「自活ノ途ニ就キ退社セシモノ39.8%、保護中病死ノモノ1.1%」(静岡県勸善会百年史編纂委員会 1994 : 378)であった。すなわち、静岡県勸善会では88年の創立以来22年間の被保護者数が299人で、1900年から06年までの7年間の成績「良」の者は40.9%であったということになる。さらに、山崎(1999 : 12)によると、90年創立の埼玉県慈善会保護院は42年間に502人を保護した。それぞれの保護会の保護に携わる職員数や成績及び成績期間の捉え方が異なるために厳密な比較はできないが、東京出獄人保護所の保護実績が卓越したものであったことを実証することができよう。

## V. 後進の育成及び諸活動

1898年1月に兵庫県出獄者保護会神戸愛隣会が設立され、原はその顧問に就任した。『基督教新聞』755号(1898年2月4日9頁)によると、同会の設立の趣旨には「刑余依ル所ナキ出獄者ヲ善導救護セントス仰キ希クハ慈善ノ士ヨ我儕カ衷心ヲ憐ミ応分ノ助力アラン事ヲ切望シテ止マサルナリ」とあり、会主は佐久間芳蔵、主事は村松浅四郎、監督は長田時行、顧問は留岡幸助、原胤昭、田中助であった。会主は佐久間となっているが、実際に同会を設立して保護に携わったのは主事の村松浅四郎(1860-1933)である。村松は若い頃に罪を犯したが、「自己の過去をかえりみて、免囚保護の必要をつよく感じ、文字通り終生の事業として全身全霊をささげようとした」(三浦 1999 : 86)。それゆえ村松は95年に岡山孤児院の石井十次に学び、翌96年に救世軍中尉として同軍の出獄人保護施設労作館の責任者となって実務に携わった。次いで97年に神戸で貧しい人々への伝道に携わり、98年に神戸愛隣会を創立したのである。原が同会の顧問となったのは、救世軍労作館が96年10月26日に創立された際原夫妻がその開所式に来賓として招かれるという立場であったこと、及び同会監督となった長田が原の築地大学の学友で明治初年からの教友であったことが関連していると思われる。なお、当時長田は神戸の多聞教会の牧師であり、田中は同教会から派遣されて兵庫県

監獄洲本支署の教誨師として勤めていた。

さらに、原は1900年5月より原を頼って上京してきた川村養助に保護事業の実際を二ヶ月にわたって指導し、秋田出獄人保護所の創設へと導いた。川村養助(1864-1906)は、秋田県山本郡下岩川村に生まれ、25歳で村長になり、28歳で県会議員に選出された。しかしながら、政治家としては潔癖すぎる性格が反対派の批判を招き、ある村吏の引き起こした事務上の過失の責任を問われ文書偽造行使罪で重禁固2年の判決を受けた。川村は97年2月に村長と県議の職を辞し、その後秋田監獄署に服役した。1900年5月に釈放された川村は、同監獄署典獄の高木正謙から出獄人保護の重要性を説かれ、原胤昭のことを紹介された。そのため川村は「心に固く期するところを秘めて上京した。原胤昭は、一面識もない養助を快く迎え入れ、その請を入れて約二ヶ月にわたり神田神保町の保護所で寝食を共にしつつ、保護事業の実際について指導した。この二ヶ月の生活で、養助は深く原胤昭の人格に教化され、キリスト教に入信し、ますます免囚保護の決意を深めて帰郷した」(立花 1999 : 109-110)。秋田に戻った川村は私財を投じて1900年9月1日に秋田出獄人保護所を創設し、現在の秋田至仁会の礎を築いたのである。

また、原は当時内務省監獄事務官であった小河滋次郎が98年1月より主宰し監獄改良を論ずることを目的とする「監獄茶話会」に参加し、行刑及び警察関係者との交流を続けた。それに関して、『基督教新聞』755号(1898年2月4日9頁)に「原胤昭氏は出獄人を取扱はれたる結果の三四を話され」たと記されている。2回目の監獄茶話会は98年2月26日青年会館において行われた。3回目以降は隔月第三土曜日に実施されることとなった。原はしばしば同会において講演を行い、その内容については、原(1898b)、原(1898c)、原(1899b)、原(1904a)、原(1904b)等として、それぞれ『大日本監獄協会雑誌』、『監獄雑誌』、『監獄協会雑誌』に掲載されている。さらに原は99年1月に発足した社会学研究会の会員となり、同会討論会に参加し、講演を行い、機関雑誌『社会』に寄稿した。『社会』誌上の原の論考及び原に関する文献は、原(1899a)、社会学研究会(1900a)、社会学研究会(1900b)、原(1900a)、

原（1900b）、及び原（1900c）等である。このように、原は監獄改良を志し出獄人保護に献身するという初心を貫き、当時における先端の知見に学びつつ自らの実践をより良いものにしていくとする努力も怠らなかつたのである。

## おわりに

以上のように、東京出獄人保護所は原に保護を受けたいと希望する釈放者たちの強い要請で開設された。生来犯罪者は更生できないとする学説が席卷していた時代の中で、世間の無理解や偏見と闘いながらも、事業の後援者や協議員らの助力を得て、原は着実に釈放者の社会復帰を支援していった。昼夜を問わず保護事業に没頭した原の営為は筆舌に尽し難いものがあるが、原と共に働いた原の妻と子供たち<sup>8)</sup>の存在を忘れてはならない。そもそも原の出獄人保護事業は1883年10月に彼が自由民権運動に関連する筆禍事件で収監されたときに開始され、その際原の妻は自宅を訪ねてくる釈放者の世話をした。子供たちは父の代理でかつての被保護者宅を訪問することもあった。原自身も東京出獄人保護所の主任者は原胤昭と妻の二人であるとし、妻の貢献を十分に評価している（原 1900b：71）。

また、原の行った保護の実務とは、受理面接をして保護すべき者を見極め、援助方針の決定をし、被保護者の全生涯を通じた支援を行った。被保護者ごとにカードを作成して保護過程の記録をとり、保護実績の統計をとって自らの実践の評価を行った。特に個別援助においては、被保護者個々の事情や適性にそった自立のための支援を行い、生活上の環境を調整し、生活改善を指導した。原のこれらの実践は、各被保護者の「千差万別の事情」つまり利用者のニーズにそった援助を実施したものであったが、何か特定の援助技法を模倣したわけではない。それは、ソーシャル・ケースワークが日本に導入される以前に、我が国の実情に即した先駆的な援助技法が実施されてい

たということである。

さらに、原は上記のように他の保護会の運営を支援し後進の育成に尽力したが、自らの保護事業の後継者を養成せず、東京保護会を1938年10月31日付で解散させた。このような原自身の事業に対する考え方や彼の社会事業観等を含めた、大正・昭和期の出獄人保護事業について明らかにしていくことは稿を改めて行うこととする。

## 文献

- 安形静男（1995）「更生保護史考5 原胤昭免囚の父」『犯罪と非行』104, 197-231.
- 中央社会事業協会（1932）『社会事業彙報』1932年10月号
- 原胤昭（1896）「面目を新たにす」『獄事叢書』23, 1-3.
- 原胤昭（1897a）「出獄人保護并に寄宿舎設立の趣意」『基督教新聞』750, 4, 7.
- 原胤昭（1897b）「東京出獄人保護所創立半年報」『監獄雑誌』8(7), 41-47
- 原胤昭（1898a）「原胤昭氏出獄人保護の実験」留岡幸助『監獄改良』警醒社
- 原胤昭（1898b）「原君の実験談」『大日本監獄協会雑誌』118号11(3), 26-28.
- 原胤昭（1898c）「不定期刑に就き参考すべき事」『監獄雑誌』9(7), 18-19.
- 原胤昭（1898d）「東京出獄人保護事業一斑」『監獄協会雑誌』3, 1898年9月号, 87-90.
- 原胤昭（1898e）『東京出獄人保護事業第一年報』『大日本監獄協会雑誌』11(3), 38-49
- 原胤昭（1899a）「盗罪犯罪者果たして改良せざるか」『社会』1(2), 39-44.
- 原胤昭（1899b）「原胤昭君」『監獄雑誌』10(2), 48-49.
- 原胤昭（1899c）「東京出獄人保護事業第二年報略」『監獄雑誌』10(1), 48-49.
- 原胤昭（1900a）「原氏出獄人保護成績」『社会』2(10), 94-95.
- 原胤昭（1900b）「基督教徒の慈善事業」『社会』2(15), 69-73.
- 原胤昭（1900c）「慈善事業に就て」『社会』2(16), 34-54.
- 原胤昭（1900d）「原出獄人保護場報告」『護教』442, 7.
- 原胤昭（1901）「東京出獄人保護事業第四年報」『東京朝日新聞』5209, 3.
- 原胤昭（1902）「東京出獄人保護事業第五年報」『監獄

8) 原は1878年2月5日に大久保みきと結婚し、みきは82年7月9日に東京の日本橋基督教会で受洗した。夫妻には12人の子どもが授かり、出生順に、ゆり（1879年生）、きぬ（1881年生）、亀太郎（1884年生）、あい（1886年生）、雀磨（1887年生）、ミチ（1889年生）、梅三郎（1891年生）、八重（1893年生夭逝）、竹胤（1895年生）、松胤（1899年生）、萬胤（1903年生夭逝）、歳胤（1905年生）であった。

- 協会雑誌』15(3), 51-52.
- 原胤昭 (1903) 「東京出獄人保護事業第六年報」『監獄協会雑誌』16(1), 107-108.
- 原胤昭 (1904a) 「出獄人就職の状況及仮出獄者の居住地指定等に就て」『監獄協会雑誌』17(8), 1-16.
- 原胤昭 (1904b) 「出獄人婦女の保護に就て」『監獄協会雑誌』17(10), 18-26.
- 原胤昭 (1904c) 「東京出獄人保護事業第七年報」『監獄協会雑誌』17(2), 61.
- 原胤昭 (1905) 「東京出獄人保護事業第八年報」『基督教世界』1118, 11.
- 原胤昭 (1906) 「東京出獄人保護事業第九年報」『監獄協会雑誌』19(1), 60-61.
- 原胤昭 (1907a) 「保護事業規則書」『監獄協会雑誌』20(6), 38-39.
- 原胤昭 (1907b) 「東京出獄人保護事業第十年報」『監獄協会雑誌』20(1), 56-60.
- 原胤昭 (1908) 「東京出獄人保護事業第十一年報」『監獄協会雑誌』21(1), 37-40.
- 原胤昭 (1909) 「東京出獄人保護事業第十二年報」『監獄協会雑誌』22(1), 41-42.
- 原胤昭 (1910) 「東京出獄人保護事業第十三年報」『監獄協会雑誌』23(1), 62.
- 原胤昭 (1911) 「東京出獄人保護事業第十四年報」『監獄協会雑誌』24(1), 47-48.
- 原胤昭 (1912a) 「私のやってみる免囚保護の事業」『東京府社会事業協会報』20, 94-102.
- 原胤昭 (1912b) 「慈善事業の本多監督」『護教』1080, 7-8.
- 原胤昭 (1912c) 「東京出獄人保護事業第十五年報」『監獄協会雑誌』25(2), 67-68.
- 原胤昭 (1913a) 「東京出獄人保護事業第十六年報」『護教』1120, 12.
- 原胤昭 (1913b) 『出獄人保護』天福堂
- 原胤昭 (1923) 「収容被保護人の累年員数」『法律新聞』2144, 8.
- 原胤昭 (1924) 「免囚保護の効果如何(一)」『法律新聞』2263, 12-14.
- 原胤昭 (1933a) 「前科者はなぜ又罪を犯すか(四)」『法律新聞』3571, 19-20.
- 原胤昭 (1933b) 「前科者はなぜ又罪を犯すか(六)」『法律新聞』3575, 6, 19.
- 原胤昭 (1933c) 「前科者はなぜ又罪を犯すか(七)」『法律新聞』3577, 6, 19.
- 原胤昭 (1933d) 「前科者はなぜ又罪を犯すか(十二)」『法律新聞』3589, 6, 19.
- 法務省 (2006) 「更生保護施設とは?」[www.moj.go.jp/HOGO/hogo10-01.html](http://www.moj.go.jp/HOGO/hogo10-01.html), 2006/09/20
- 穂積重遠 (1942) 「少年保護の先駆者」『少年保護』7(7), 94-104.
- 片岡優子 (2006) 「第I部第5章 原胤昭—更生保護の父」室田保夫編著『人物でよむ近代社会福祉のあゆみ』ミネルヴェア書房
- 前野育三・前田忠弘ほか (2003) 『刑事政策のすすめ』法律文化社
- 三浦賜郎 (1999) 「村松浅四郎」法務省保護局更生保護誌編集委員会編『更生保護史の人びと』更生保護法人日本更生保護協会
- 三吉明 (1984) 「五 わが国の教誨事業とケースワーク」『キリスト者社会福祉事業家の足跡』金子書房
- 茂木比呂史 (1943) 『父なる愛』明石書房
- 小倉襄二 (1969) 「連載 人物でつづる近代社会事業の歩み<13> 原胤昭—監獄改良—出獄人保護の先覚—」『月刊福祉』1969年1月号, 40-43.
- 社会学研究会 (1900a) 「社会学研究会総会」『社会』2(10), 89-92.
- 社会学研究会 (1900b) 「死刑存廢の討議」『社会』2(11), 60-76.
- 渋沢青洲記念財団竜門社編 (1959) 『渋沢栄一伝記資料 第二十四卷』渋沢栄一伝記資料刊行会
- 立花孝顕 (1999) 「川村養助」法務省保護局更生保護誌編集委員会編『更生保護史の人びと』更生保護法人日本更生保護協会
- 若木雅夫 (1951) 『更生保護の父原胤昭』渡邊書房
- 山崎喬 (1999) 「原胤昭」法務省保護局更生保護誌編集委員会編『更生保護史の人びと』更生保護法人日本更生保護協会

## Taneaki Hara's Career and Achievements:

Focus on his establishment of the Tokyo Rehabilitation Facility and his support method

### ABSTRACT

Taneaki Hara is the pioneer of prison reform and rehabilitation of ex-convicts in Japan. He established the Tokyo Rehabilitation Facility in January 1897 in response to the ex-convicts' requests for help. The purpose of this study is to clarify his achievements as the head of the Tokyo Rehabilitation Facility during the Meiji era, and as data to accomplish this clarification, sources such as Hara's theses were used. Hara helped with the rehabilitation of persons who had been discharged, receiving the support of his patrons and friends. He himself developed the method for supporting the ex-convicts, deciding on the support policy for each client, depending on his situation at the intake. He adjusted the environment for ex-convicts and conducted improvements in their way of life. He documented the record of the rehabilitation of ex-convicts on his "Hogo-cards", evaluated his own practices, and published his findings. Before the social casework method was introduced in Japan, he was practicing an advanced support method adapted to the circumstances of our country. And Hara also made the effort to train new persons who would be engaged in the rehabilitation of ex-convicts.

**Key Words:** rehabilitation of ex-convicts, Tokyo Rehabilitation Facility, support method